



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

953	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	1
954	保安林予定森林	( " ).....	1
955	道路の区域変更	(道路保全課).....	1
956	道路の供用開始	( " ).....	2
957	道路の区域変更	( " ).....	2
958	道路の供用開始	( " ).....	3
959	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	3

## 告 示

### 和歌山県告示第953号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字二澤字上二澤南原288の5、293の3
- 2 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

### 和歌山県告示第954号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町小河内字實地1622、1622の1
- 2 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第955号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
東牟婁郡北山村大字大沼字津越461番10地先から同村大字大沼字上里58番1地先まで	旧	5.17 } 8.51	110.40	
同上	新	6.71 } 12.62	110.40	

**和歌山県告示第956号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字大沼字津越461番10地先から同村大字大沼字上里58番1地先まで

供用開始の期日 令和6年10月29日

**和歌山県告示第957号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下川上牟婁線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市下川下字城戸516番地先から同市下川下字城戸516番地先まで	旧	4.82 } 9.64	53.70	

同上	新	8.88 } 9.64	53.70	
----	---	-------------------	-------	--

## 和歌山県告示第958号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 下川上牟婁線

供用開始の区間 田辺市下川下字城戸516番地先から同市下川下字城戸516番地先まで

供用開始の期日 令和6年10月29日

## 和歌山県告示第959号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年10月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

大西1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	田辺市		秋津町	須河	1729番1	
2号	〃		〃	〃	1733番5	
3号	〃		〃	〃	1734番1	
4号	〃		〃	〃	〃	
5号	〃		〃	〃	1788番6	
6号	〃		〃	〃	1788番14	
7号	〃		〃	〃	〃	
8号	〃		〃	〃	1788番5	
9号	〃		〃	〃	1822番1	
10号	〃		〃	〃	〃	
11号	〃		〃	〃	〃	
12号	〃		〃	〃	1822番2	
13号	〃		〃	〃	1820番3	

14号	〃		〃	〃	1823番2	
15号	〃		〃	〃	1784番2	
16号	〃		〃	〃	1739番地先	道路敷